

東近江市告示第 3 3 7 号

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 4 3 年厚生省、建設省告示第 1 号）別表第 1 号に規定する区域を次のとおり指定し、平成 2 7 年 4 月 2 8 日から適用する。

平成 1 9 年東近江市告示第 3 5 号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定）は、廃止する。

平成 2 7 年 4 月 2 8 日

東近江市長 小 椋 正 清

特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に基づく区域の指定

別表第 1 号のイの区域	平成 2 7 年東近江市告示第 3 3 6 号で指定した第 1 種区域
別表第 1 号のロの区域	平成 2 7 年東近江市告示第 3 3 6 号で指定した第 2 種区域
別表第 1 号のハの区域	平成 2 7 年東近江市告示第 3 3 6 号で指定した第 3 種区域
別表第 1 号のニの区域	平成 2 7 年東近江市告示第 3 3 6 号で指定した第 4 種区域のうち、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 条に規定する学校、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 7 条第 1 項に規定する保育所、医療法（昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 2 5 年法律第 1 1 8 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 3 8 年法律第 1 3 3 号）第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 8 0 メートルの区域内であること。